

千葉市公告第327号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年5月9日

千葉市長 熊谷俊人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

新エネルギー等電気相当量売却（第1回～第24回）

(2) 場所

千葉市美浜区新港226番1 千葉市新港清掃工場

(3) 売却する新エネルギー等電気相当量

入札	新エネルギー等電気相当量 (kWh)	入札	新エネルギー等電気相当量 (kWh)
第1回	1,000	第13回	100,000
第2回	2,000	第14回	150,000
第3回	3,000	第15回	200,000
第4回	4,000	第16回	250,000
第5回	5,000	第17回	250,000
第6回	7,000	第18回	300,000
第7回	10,000	第19回	400,000
第8回	10,000	第20回	500,000
第9回	30,000	第21回	500,000
第10回	40,000	第22回	1,000,000
第11回	50,000	第23回	1,500,000
第12回	50,000	第24回	2,000,000
		売却量計	7,362,000

(4) 契約期間

契約締結日から平成30年7月31日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)による指名停止措置を受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(2) 新エネルギー等電気相当量を記録する口座(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第9条の規定によりなお効力を有することとされる同令附則第8条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第5条第1項の規定による口座)を保有する者であること。

3 契約事務担当課

〒261-0002

千葉市美浜区新港226番1

千葉市環境局資源循環部新港清掃工場

電話043-242-3367

4 入札参加資格確認申請書等の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布場所等 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu.joho/anken/buppin/index.html>)

の当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等 公告の日の翌日から平成30年5月22日(火)までに前記3の契約事務担当課に提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、平成30年5月22日(火)の午後5時00分までに書留郵便で必着とする。

5 入札説明書の交付

公告の日から平成30年5月22日(火)までに前記4(1)の当事業の箇所よりダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

第1回	平成30年5月31日(木)	午後1時10分	第12回	平成30年5月31日(木)	午後3時10分
第2回	平成30年5月31日(木)	午後1時20分	第13回	平成30年5月31日(木)	午後3時20分
第3回	平成30年5月31日(木)	午後1時30分	第14回	平成30年5月31日(木)	午後3時30分
第4回	平成30年5月31日(木)	午後1時40分	第15回	平成30年5月31日(木)	午後3時40分
第5回	平成30年5月31日(木)	午後1時50分	第16回	平成30年5月31日(木)	午後3時50分
第6回	平成30年5月31日(木)	午後2時00分	第17回	平成30年5月31日(木)	午後4時00分
第7回	平成30年5月31日(木)	午後2時10分	第18回	平成30年5月31日(木)	午後4時10分
第8回	平成30年5月31日(木)	午後2時20分	第19回	平成30年5月31日(木)	午後4時20分
第9回	平成30年5月31日(木)	午後2時30分	第20回	平成30年5月31日(木)	午後4時30分
第10回	平成30年5月31日(木)	午後2時40分	第21回	平成30年5月31日(木)	午後4時40分
第11回	平成30年5月31日(木)	午後2時50分	第22回	平成30年5月31日(木)	午後4時50分
第12回	平成30年5月31日(木)	午後3時00分	第23回	平成30年5月31日(木)	午後4時50分
			第24回	平成30年5月31日(木)	午後5時00分

(2) 入札及び開札の場所 千葉市新港清掃工場(4階大会議室)

(3) 入札方法

ア 入札は、持参により行う(郵送する場合は、前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便で必着のこと)。

イ 入札は、所定の入札書をもって行い、商号及び件名を記入した封筒に入れ、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望価格の108分の100に相当する額を入札書に記載し、提出すること。

ウ 入札の決定に当たっては、入札書に記載されたそれぞれの金額に100分の8に相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする)をもって落札金額とする。

(4) 入札保証金 免除(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の免除に関わる部分に相当する額を違約金として徴収するものとする)

(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とする)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 詳細は、入札説明書による。